

第63号議案

芦屋市公共下水道施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市公共下水道施設設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年9月4日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

奥山下水処理場を廃止し、奥山処理区を芦屋処理区に統合するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市公共下水道施設設置条例の一部を改正する条例

芦屋市公共下水道施設設置条例（昭和39年芦屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

奥山処理区	下水管渠 ^{きよ} 奥山下水処理場 奥山中継ポンプ場	奥山処理区内一円 芦屋市奥池南町3番18号 芦屋市奥池町7番8号
-------	---	--

」

を

「

	奥山中継ポンプ場	芦屋市奥池町7番8号
--	----------	------------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

参 照

芦屋市公共下水道施設設置条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

奥山下水処理場を廃止し、奥山処理区を芦屋処理区に統合するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

奥山下水処理場を廃止し、奥山処理区を芦屋処理区に統合するため、芦屋処理区の公共下水道施設を次のように改める。(第2条関係)

改正案		現 行	
処理区名	名称	処理区名	名称
芦屋処理区	下水管渠 ^{きよ} 芦屋下水処理場 大東ポンプ場 南宮ポンプ場 奥山中継ポンプ場	芦屋処理区	下水管渠 ^{きよ} 芦屋下水処理場 大東ポンプ場 南宮ポンプ場
		奥山処理区	下水管渠 ^{きよ} 奥山下水処理場 奥山中継ポンプ場

3 施行期日

平成24年10月1日